九州中学校体育大会開催基準「特別規程」

１　駅伝競走の区間及び距離について「開催基準５」

(1) 男子　１区:４㎞　２区:３㎞　３区:３㎞　４区:３㎞　５区:３㎞　６区:４㎞　合計:２０㎞
　※平成１２年度から６区間２０㎞とする。

(2) 女子　１区:３㎞　２区:２㎞　３区:２㎞　４区:２㎞　５区:３㎞　合計:１２㎞
　※平成４年度から５区間１２㎞とする。

(3) 特別事情のないかぎり上記のように定める。

２　開催競技について「開催基準５」

軟式野球・サッカーについては女子の参加を認める。

３　参加資格の特例

大会参加を希望する(1)～(3)は、下記の条件を遵守することで出場を認める。

(1)学校教育法１３４条の各種学校（１条に掲げるもの以外）に在籍し、各県中学校体育連盟の主催大会に参加を認められた生徒。「開催基準７(1)」

１ 大会参加を認める条件

(1) 生徒の学齢、修業年限とも我が国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。

(2) 運動部活動が、学校教育の一環として、日常継続的に当該校の顧問教員のもとに、適切に行われていること。

２ 大会参加に際し守るべき条件

(1) 本連盟及び各専門部との事前協議を十分に行うこと。

(2) 大会開催要項及び大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

(3) 大会参加に際しては、責任ある当該校校長・教員・部活動指導員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

(4) 大会開催に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。

３ その他

(1) 実施に際しての細部・必要事項については、随時検討する。

(2) 「参加資格の特例」に適合しない事態が発生した場合、大会参加を見直すこともあり得る。

(2) 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生「開催基準７(7)」

①地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属し、県中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること（当該県下の中学校に在籍している生徒であること）。

② 九州中学校体育大会に参加を希望する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は以下の条件を具備すること。

ア 九州中学校体育大会の参加を認める条件

a 九州中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

b 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致している（中学校に在籍している生徒であること）。

c 地域クラブ活動にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。

d 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン』（令和４年１２月２７日スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。

e 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の指導者は、各中央競技団体の倫理規程等に基づいて、各県各競技団体等から処分を受けていない者であることとする。

f 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で県中学校体育連盟に登録していること（登録費については県中学校体育連盟の方針による）。

g 県における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

h 地域クラブ活動で九州中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。

i 令和５年度九州中学校体育大会地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加資格の特例「各競技細則」を満たしていること。

イ 九州中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件

a 九州中学校体育大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

b 九州中学校体育大会参加に際して、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。

また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

c 九州中学校体育大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

d 団体競技における地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）名~~地域スポーツ団体名~~での出場は１チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

e 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の監督・コーチが、複数チームに登録することは認めないものとする。（体操競技・新体操のコーチについては、複数チームの登録を認める）

ウ 参加を認めない場合

a 九州中学校体育大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

※１ この特例は、令和５年４月１日より施行する（令和５年３月１日臨時理事会決定）。

※２ この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

(3) 運動部活動地域移行により、市町村教育委員会等に認定されているチーム「開催基準７(7)」

Ⅰ 拠点校方式の部活動

「九州中学校体育大会拠点校部活動参加規程」

① 趣 旨

参加を承認する精神は、在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を市区町村内の一つの学校が受け入れるというものである。市区町村もしくは各県教育委員会や中学校長会が運動部活動に参加したい生徒の救済事業として推進する活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。

なお、拠点校部活動（以下拠点校という）で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

② 条 件

ア 九州中学校体育連盟が定める「拠点校部活動規定」（下記）に該当している。

イ 参加者は、開催年度の大会開催基準７の参加資格を満たしている。

ウ 拠点校は、都道府県中体連に加盟している。

エ 拠点校としての大会参加が、都道府県中体連に承認されている。

オ 参加申し込み手続きは該当校の校長が行う。

カ 拠点校の引率･監督は、拠点校の校長･教員・部活動指導員・適切であるとして校長が認めた外部指導者（コーチ）とする。

「拠点校部活動規定」

① 事業主体と実施主体

実施の事業主体は、市区町村教育委員会または都道府県教育委員会、市区町村中学校校長会または都道府県校長会（以下、事業主体）とする。

実施主体は、市区町村中学校・義務教育学校とする。

② 実施対象校

実施対象校は、事業主体の判断に委ねる。

③ 実施期間

原則１年間（年度単位）とするが、継続も拒まないものとする。もしくは、事業主体の判断に委ねる。

④ 実施上の留意点

原則は、事業主体の作成した実施上の留意点によるものとする。

ア 参加の承認

生徒の在籍校並びに拠点校の校長の承認を必要とする。また、参加生徒及び保護者は、拠点校の部活動規定・生活指導に同意すること。

イ 大会等への参加

登録については（拠点校のみの登録か関係学校すべての登録）、事業主体の判断に委ねる。大会参加等の連絡は、拠点校が対応する。

ウ 拠点校の移動

拠点校の移動に関しては、事業主体の判断に委ねる。

エ 安全管理

・在籍校から拠点校への移動は、在籍校の指示による。

・活動中は、拠点校の規則・顧問の指示に従う。

・在籍校及び拠点校の指導のもとでの移動・及び活動中の事故については、スポーツ振興センターの災害共済給付が適用する。

４　引率・監督について「開催基準９」

監督・コーチ等による重大な不正があった場合は、次の措置を行う。

①試合中に発覚した場合･･･没収試合（失格）

②試合終了、試合成立後、次の試合が始まる前に発覚した場合･･･没収試合（失格）となり、前試合の対戦相手が敗退していた場合、敗者を不戦勝とする。

③次の試合が始まって以降発覚した場合･･･その時点で没収試合（失格）、対戦相手を不戦勝とする。

５　団体競技における開催県・会場地の出場について「開催基準１０⑴」

⑴ 九州大会に出場する「県代表」の２チームは、各県大会の上位２チームである。

⑵ 柔道、剣道、相撲、駅伝、空手道の開催県代表については、当該県の推薦による。

⑶ 駅伝の会場地代表については、当該県の推薦による。

６　宿泊・輸送について「開催基準１１⑷」

⑴ 各県実行委員会の宿泊・輸送要項に従うこと。（選手・監督・コーチは指定宿舎とし、保護者・応援者に関しては斡旋とする。各県実行委員会指定の宿舎に宿泊しない場合、及び計画輸送に従わない場合は、失格になることがある。）

⑵ 原則、宿泊費の上限は９、５００円とし、１泊２食とする。

⑶ 計画輸送適用対象者は、大会に関係する選手・監督・その他役員等とし航空機の確保座席数に余裕のある場合は、応援生徒及び保護者の利用も可能である。

７　個人戦の組合せについて「開催基準１４⑶」

組合せは「個人種目（個人戦）の組合せについて」（６月理事長会資料）に定める。（理事長会にて確認する）